

令和6年度第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和6年9月26日（木）

（豊岡市役所本庁舎大会議室）

議事日程

令和6年9月26日 午前9時59分開会

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

15番 和田茂孔 委員

16番 鳥尾 勝 委員

日程第2 会期の決定 9月26日 1日間

日程第3 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第5 第38号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第6 第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第7 第40号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第8 第41号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第9 第42号議案 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第10 第43号議案 令和6年度豊岡市農政等に関する意見について

日程第11 第44号議案 豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

出席委員（17名）

1番 平 峰 英 子

2番 尾 藤 光

4番 西 沢 泰 裕

5番 霜 澤 良 雄

6番 宮 岡 正 則

7番 桑 田 均

8番 瀧 下 康 徳

10番 川 崎 重 雄

11番 田 中 竹 治

12番 石 原 章 二

13番 早 水 博 子

14番 原 清 美

15番 和 田 茂 孔

16番 鳥 尾 勝

17番 高 尾 利 美

18番 井 谷 勝 彦

19番 村 田 憲 夫

欠席委員（2名）

3 番 仲 川 弘 之

9 番 大 谷 均

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一

事務局次長……………兼 井 伸 二

主幹兼係長……………垣 谷 吉 宣

主 事……………岡 森 星 歌

午前9時59分開会

会長挨拶

○議長（村田 憲夫） みなさんおはようございます。みなさんの顔を見て私もホッとしています。最近、暑い日が続いていて体調を崩されている方もあるかと思いますが、彼岸を迎えて朝晩めっきり涼しくなりました。今日は第6回の農業委員会の総会ということでご出席ありがとうございます。昼からは推進委員会もあります。ちょっと長丁場になりますけれども、体調を崩さないようによろしく願いいたします。

先ほど言いましたけれども、毎日毎日暑い日が続いていて、秋彼岸で涼しくなったということですが、能登半島におきましたら地震があつて、それから集中豪雨と大変な被害を被っています。幸い私どものところは台風も大雨もなく、自然災害ということは稲作においても、それから果樹、野菜においてもあまり影響はなかったと思いますが、しかしやはり雨不足ということで品質低下、ぶどうにおきまして実が小さいし房自体が小さいということも聞いております。お米におきまして乳白が多いということで2等米、中には3等米も出てくると。野菜もたぶん然りだと思います。お米に関しては最近お米がないよ、ないよと言って陳列棚のお米が一時なくなりました。最近少しずつ陳列されるようになってますけれども、非常に値段が高くて、5キロ単位で売ってますけれども結構な値段がしています。私ども農業者が農協なりに出荷する値段ではない非常に高い値段で提示されています。あまり値段が上がると、生産者の方は買い付け価格ですから影響はないんですけど、消費者の方がお米離れするんじゃないかということをやっと心配します。

さて、意見書ですが、意見書部会においていろんな意見が上がってきたと思います。読ませていただいても相当苦労されたということがよく分かります。今回の地域計画と、それから2番目は食料・農業・農村基本法改正に伴う支援ということで、2点だけということでしぼって意見を募集いたしました。その中でもいろんな意見が上がってきました。今回意見書の最終的な案を総会でお示ししますが、実際にお手元に配付してありますけれども、やはり私の言ったことがぜんぜん書かれていないなというようなこともありますけれども、それは今後市長に説明するときに委員長さんから口頭での説明をしていただきたいと思います。高尾さんよろしくお願いします。

それからもう一つ今年の重点施策として地域計画ということでみなさん地域に入っていつて取り組んでいただいています。農林水産課に聞きますと、やはりまだ60パーセントぐらいしかテーブルについていないと。まだまだなかなかだということも聞いています。この後、昼から農地利用最適化推進委員会の方で少し説明なり協力依頼をしたいというような申し出もありました。みなさんも大変でしょうけれども協力のほどよろしく願いいたします。

それでは提出議案もたくさんありますので慎重審議よろしく願いいたします。

○議長（村田 憲夫） 本日は多くの案件を抱えていますので、委員の皆様、事務局の皆さん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

マスクの着用は個人の判断にしています。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、音の出ないようにご配慮ください。

諸報告

○議長（村田 憲夫） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席、3番 仲川 弘之委員、9番 大谷 均委員。以上通告を受けています。

行政報告

○議長（村田 憲夫） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（村田 憲夫） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただ今から第6回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件16件、証明案件4件、協議案件4件、合計25件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。
直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（村田 憲夫） 日程第１、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より２名を指名します。

15番 和田 茂 孔 委員

16番 鳥 尾 勝 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（村田 憲夫） 日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第６回農業委員会総会（定例会）は、本日１日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって第６回総会（定例会）は、本日９月２６日の１日間と決定しました。

農地法第１８条第６項の規定による通知について

○議長（村田 憲夫） 日程第３、報告第７号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第７号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第３７号議案、農地法第３条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 付議事項に入ります。日程第４、第３７号議案「農地法第３条

の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫）事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、12番 石原委員、お願いします。

○現地調査員（石原 章二） 去る9月12日、私石原と14番 原委員と事務局2名、計4名で現地調査を行いました。事務局の説明どおりで特に補足することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫）ありがとうございます。

続いて、日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、13番 早水委員、お願いします。

○現地調査員（早水 博子） 去る9月13日、11番 田中委員、事務局2名、13番 早水の4名で現地確認を行いました。いずれも事務局の説明のとおりであり、特に補足することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫）ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫）異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫）異議なしと認めます。

よって、第37号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第38号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫） 日程第5、第38号議案「農地法第4条の規定による許可申請

審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫）事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

出石地域の現地調査の調査員を代表して、13番 早水委員、お願いします。

○現地調査員（早水 博子）9月13日に11番 田中委員、事務局2名、13番 早水の4名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、特に補足することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫）ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫）異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫）異議なしと認めます。

よって、第38号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第39号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（村田 憲夫）日程第6、第39号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫）事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、１２番 石原委員、お願いします。

○現地調査員（石原 章二） ９月１２日、１４番 原委員と私、石原と事務局２名で現地調査を行いました。事務局の説明どおりで特に補足することはありません。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

続いて、日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、１３番 早水委員、お願いします。

○現地調査員（早水 博子） 去る９月１３日、１１番 田中委員と事務局２名、１３番 早水の計４名で現地を確認いたしました。いずれも事務局の説明のとおりで、特に補足することはありません。以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第３９号議案「農地法第５条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第４０号議案、農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（村田 憲夫） 日程第７、第４０号議案「農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお

願います。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、 12番 石原委員、 願います。

○現地調査員（石原 章二） 9月12日、 14番 原委員と私、 石原、 事務局2名、 計4名で現地調査を行いました。 事務局の説明どおりで特に補足することはありません。 以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

続いて、 出石地域の現地調査の調査員を代表して、 13番 早水委員、 願います。

○現地調査員（早水 博子） 去る9月13日、 11番 田中委員と事務局2名、 13番 早水の計4名で現地調査を行いました。 いずれの案件も事務局の説明のとおりで、 特に補足することはありません。 以上です。

○議長（村田 憲夫） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、 第40号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」 は原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第41号議案、 農用地利用集積計画の決定について

○議長（村田 憲夫） 日程第8、 第41号議案「農用地利用集積計画の決定について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第４１号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第４２号議案、農用地利用集積等促進計画に係る意見について

○議長（村田 憲夫） 日程第９、第４２号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第４２号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「異議なし」として、豊岡市長へ意見書を提出します。

第43号議案、令和6年度豊岡市農政等に関する意見書について

○議長（村田 憲夫） 日程第10、第43号議案「令和6年度豊岡市農政等に関する意見書について」を議題とします。

事務局、説明願います。

○事務局（兼井 伸二） 32ページをご覧ください。令和6年度豊岡市農政等に関する意見書についてご審議いただきます。

意見書の作成にあたり、農地対策委員会、意見書検討部会、項目別検討会、正副部長会、役員会をそれぞれ開催させていただきました。委員の皆様にはご協力いただきありがとうございました。

それでは、意見書の取りまとめの代表をしていただきました農地対策委員長、意見書検討部会部会長の高尾委員から一言いただきたいと思います。

○17番（高尾 利美） 8月に意見書のご意見をお伺いし、推進委員さん、農業委員さんからたくさんのご意見をいただきました。その後、項目を2項目と絞り、第1項目と第2項目と2班に分かれて各項目ごとの代表の委員長さんからは8月23日に取りまとめでいただいてご意見をいただいています。その後、委員の方で検討を2回重ねて役員会に出して今日の文章として出させていただいています。10月4日に市長の方に意見書を提出するわけなんですけども、事務局から総会資料として出させていただいてその後目を通していただいていますので、本日の総会において忌憚のないご意見をいただき、さらにこの意見書を少しでも良いものにしていければと思いますので、ぜひ、いろいろなご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（兼井 伸二） 皆様から提出していただいた意見を基に、項目別の検討会で検討、調整を加えていただきました。今年度の意見書は2項目について作成していただきました。全ての意見が記載されている訳ではありませんが、いただいた貴重なご意見は来年度以降も引き続き検討していくということでご理解いただきたいと思います。

それでは、内容につきまして音読をもって提案とさせていただきます。

まず33ページ「はじめに」は事務局より音読をさせていただきます。

はじめに。農業・農村をとりまく国内外の社会情勢は、近年激変しています。

国内においては、少子高齢化、人手不足の深刻化に加え、温暖化による自然災害、進まない地域創生などが解決すべき課題となっています。

こうした中、四半世紀ぶりに食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、地域社会が維持される農村の振興を内容として、農業の憲法という食料・農業・農村基本法が改正・施行されました。

農村振興は、食料の安定的な供給を行う基盤であり、かつ国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能が発揮される場であり、農業・農村の持続的な発展に不可欠です。

本市においても、土地利用型の大型農業者、集落営農組織等はじめとした、持続可能な農業経営体、さらには自給的農家等も農業と農村社会を支えています。

このような多様な農業の担い手の参画と協議による持続可能な農業を見据え、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定が法制化され、農林水産課が地域別説明会を開催され、策定に向け動き出しました。

農業委員会においても、重点施策として地域の話し合いへの参画に取り組んでいますので、「地域計画」への取り組みの継続的な支援を強く要望します。

本年度は、以下の項目で集約しての意見書となります。

令和7年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、本市の農地利用の最適化と農業・農村施策に反映されるよう意見書を提出します。

それでは、項目1番については13番 早水委員よりよろしくお願いします。

○13番（早水 博子） 1 地域を支える農政。（1）「地域計画」への支援。農村、農地を守り続けるべく「地域計画」策定が進められている。策定後についても「地域計画」の見直しに係る支援を継続されたい。

さらに計画を実行していくためには、従来、共同作業により支えられてきた集落機能が低下しないよう、その機能を維持するために有効な多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度のより一層の拡充を県・国に要望されたい。あわせて、まだ取り組まれていない集落などへの周知に努め、さらに細かな支援を継続されたい。

また、「地域計画」から除外された農地が遊休農地化しないよう、保全に向けた活動（草刈り隊の日当支給等）など市独自の支援を検討されたい。

「地域計画」の策定に際しては、有機農産物を安定的に生産できるよう「有機ゾーン」の設置等、栽培エリアの区分を考慮・推奨されたい。

○事務局（兼井 伸二） 続いて、項目2について4番 西沢委員からよろしくお願いします。

○4番（西沢 泰裕） 2 食料・農業・農村基本法改正に伴う農業者への支援。

食料・農業・農村基本法改正により、食料安全保障の確保が新たな基本理念として位置づけられた。食料自給率の向上、農村の振興等に向け必要な安定的財源を県・国に要望する必要がある。

（1）農業・農村を担う後継者、農業者の確保・育成・支援。

農業スクール卒業生は地域にとって大切な担い手となっている。県内はもとより他府県の農業に興味や関心のある若者へアピールするために宿泊可能な施設の検討が必要である。また、水稻を主体とした農業スクール生の育成や大型機械導入の負担減は喫緊の課題であり、より一層の支援を検討されたい。

農業資材・肥料等の高騰や異常気象により農業経営は一層ひっ迫している。農業経営を支えるための「適正な価格」について、県・国とも協力し早期の検討が求められる。

異常気象による米や露地栽培野菜の収量や品質低下が年々顕著となっている。自然条件

に適合した品種の開発や普及について積極的に対応されるよう県に対して強く求められたい。

また、依然として収まらない有害鳥獣被害は地区や個人での対策は限界となっている。電気柵・防護柵等の設置・修繕・更新について、さらなる補助拡大について検討されたい。

(2) 「有機農業」「持続可能な農業」に対する支援。

「オーガニックビレッジ宣言」を後押しするためにも、学校給食で使用する「有機栽培米」と「有機栽培野菜」の作付面積拡大について積極的な支援が必要である。また、安全・安心な食の拡大により、有機農作物の魅力を高め消費者等への理解醸成を図る必要がある。

「有機JAS認証」の取得と継続検査の費用補助など有機栽培に取り組む農家への具体的な支援を検討されたい。

農業は食を支えるだけでなく多面的機能を有し、水源の涵養、生物多様性の確保、自然環境の保全、良好な景観形成など環境面に様々な働きや影響を及ぼしている。この農業の持つ多面的機能について「食農教育」を通じ、将来、農業・農村に関わる人材の育成に取り組まれない。

○事務局（兼井 伸二） 以上が意見書の内容です。なお、本日総会で意見をいただいた場合など修正を必要とするときは、事務局でお預かりし、その修正を会長に一任していただきたく考えております。事務局からの説明は以上です。

○議長（村田 憲夫） 意見書検討部会の委員の方と事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

いろいろな意見がございましょうけども、また来年に向けて同じようなことを書いていただいてもいいし、また方向が違えばそれに対して意見をさせていただいたらいいと思います。委員長はやはり口頭でちょっと肉付けをしてプロセスの中でいろいろな意見もありましたし省略したところもありますのでそれらは口頭で市長に言っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、第43号議案「令和6年度豊岡市農政等に関する意見書について」は、原案の

とおり可決されました。

第４４号議案、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

○議長（村田 憲夫） 日程第１１、第４４号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（村田 憲夫） 以上、事務局、農林水産課の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

本案件にご意見はありませんか。

（「意見なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 意見なしと認めます。

よって、第４４号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」は、「意見なし」として市長へ意見書を提出します。

閉会

○議長（村田 憲夫） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村田 憲夫） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和６年度第６回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午前１１時０３分閉会